

## 各郡市学校給食会及び鳥取県学校栄養士協議会に対する助成事業実施要領

### 1 目 的

学校給食の今後一層の充実、発展並びに関係者の資質の向上のための事業を各郡市学校給食会（以下「郡市学給」という。）及び鳥取県学校栄養士協議会（以下「栄養士協議会」という。）が行う場合、公益財団法人鳥取県学校給食会（以下「県学給」という。）は、この要領の定めるところにより、これらの事業を共催し、もって学校給食の推進を図るものとする。

### 2 共催対象事業

対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 食育の推進に係る事業
- (2) 学校給食関係者の資質の向上を図るための講習会、研修会等
- (3) 学校給食週間実施行事

### 3 事業に対する助成額

県学給が郡市学給、栄養士協議会の事業に対して助成する額は、児童生徒数により算出し別途通知する予算の範囲内とする。

### 4 事業の実施

#### (1) 共催申請書の提出

郡市学給及び栄養士協議会は県学給に対して、郡市学給については別紙様式1-（1）に、栄養士協議会は別紙様式1-（2）による事業計画並びに事業費を記載した共催申請書を提出するものとする。

#### (2) 共催決定の通知

県学給は、当該事業の共催を決定したときは、当該郡市学給に対して別紙様式2-（1）、及び、栄養士協議会に対して別紙様式2-（2）による共催決定通知を行うものとする。

#### (3) 請求書の提出

前項により共催通知があったときは、県学給に対して、郡市学給は別紙様式3-（1）、栄養士協議会は別紙様式3-（2）による請求書を提出するものとする。

#### (4) 助成金の支払い

県学給は、郡市学給及び栄養士協議会から前項による請求書を受理したときは、当該郡市学給及び栄養士協議会に対して助成金を支払うものとする。

#### (5) 実績報告書の提出

共催事業が完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日または当該年度の末日までに、郡市学給は別紙様式4-（1）、栄養士協議会は別紙様式4-（2）による実績報告書を県学給に提出するものとする。